

# 会員規約

## 第1章 総則

### 第1条【名称】

本クラブは「ワン・ツウ・スポーツクラブ中央」(以下「本クラブ」という)と称する。

### 第2条【所在地】

本クラブの所在地は、福岡県糸島市前原北二丁目1番55号とする。

### 第3条【会員】

本クラブと入会契約を締結し、本クラブがこれを承認した者を会員とする。

### 第4条【目的】

本クラブは、会員が施設を利用することにより、心身の健康の維持増進および会員相互の親睦を図り、地域社会における健全なコミュニティ形成に寄与することを目的とする。

## 第2章 会員

### 第5条【入会手続き】

- 本クラブは会員制とし、入会を希望する者は、本規約、細則および利用規定に同意のうえ、所定の手続きを行い、本クラブの承認を得なければならない。
- 本クラブは前項に関する規約等をWEB上に掲載するものとする。
- 会員種別および利用条件は別途定めるものとする。
- 入会希望者は、所定の入会金および会費等を納入し、本クラブが定める利用開始日より施設を利用できるものとする。
- 一旦納入された入会金等は、理由の如何を問わず返還しないものとする。ただし第20条に定める場合を除く。
- 本規約における「WEB手続き」とは、本クラブが指定するインターネット上のシステムまたはサービスを利用した手続きをいうものとする。

### 第6条【入会資格】

本クラブの入会資格は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- 本規約および本クラブの諸規則を遵守できる者
- 健康状態に異常がなく、医師等により運動を禁じられていない者
- 刺青またはタトゥーについて、他の利用者に配慮できる者
- 暴力団関係者でない者
- 本クラブは、入会の承認または不承認について自由に判断できるものとし、その理由を開示する義務を負わない。

## 第7条【未成年者】

18歳未満の者が入会する場合には、親権者の同意を必要とする。

# 第3章 諸費用

## 第8条【入会金】

入会金は返還しないものとする。

## 第9条【会費】

1. 会員は、施設利用の有無にかかわらず、所定の会費を支払うものとする。
2. 会費は本クラブが指定する方法により支払うものとする。
3. 一旦納入された会費は返還しないものとする。
4. 会費を3ヶ月以上滞納した場合、本クラブは会員資格を喪失させることができるものとする。

## 第10条【利用料】

1. 会員は、本クラブが定める有料プログラムを除き、施設を利用できるものとする。
2. 有料プログラムの利用には別途料金を支払うものとする。

## 第11条【料金の変更】

本クラブは、必要に応じて会費および利用料を変更することができるものとし、その場合は1ヶ月前までに会員に告知するものとする。

# 第4章 会員の権利および義務

## 第12条【会員資格】

1. 会員資格は本人に限り有効とする。
2. 会員資格の譲渡または貸与をしてはならない。

## 第13条【変更届】

会員は、住所、連絡先その他入会時の届出事項に変更があった場合には、速やかにWEB手続きにより届け出なければならない。

## 第14条【資格喪失】

会員は、次の場合に資格を喪失する。

1. 死亡
2. 除名

## 第 15 条【除名】

規約違反その他本クラブが不相当と認めた場合、本クラブは当該会員を除名または利用停止とすることができるものとする。

## 第 16 条【責任】

本クラブ利用に伴う事故、盗難等については、原則として会員の自己責任とする。ただし本クラブに重大な過失がある場合を除く。

# 第 5 章 手続き

## 第 17 条【各種届出】

1. 会員は、休会、種別変更、解約その他の届出を行う場合、本クラブ所定の方法により行うものとする。
2. 前項の届出は、原則として WEB 手続きにより行うものとする。

## 第 18 条【休会】

1. 会員は、やむを得ない事由により休会することができる。
2. 休会は WEB 手続きにより届け出るものとする。
3. 休会は 1 ヶ月単位とする。
4. 休会の適用は、前月 10 日までの届出で翌月からとし、11 日以降は翌々月とする。
5. 本クラブが認めた場合は例外的取扱いを行うことがある。
6. 休会費は別途定める。

## 第 19 条【復会】

1. 休会期間満了後も、会員は自動的に復会しないものとする。
2. 復会には WEB 手続きによる届出を要する。
3. 復会した月より会費の支払義務が発生する。
4. 復会手続き完了まで施設利用はできないものとする。
5. 一定期間復会がない場合、本クラブは会員資格を終了させることができるものとする。

## 第 20 条【種別変更】

1. 会員は種別変更を行うことができる。
2. 種別変更は WEB 手続きにより行うものとする。
3. 前月 10 日までの届出で翌月適用とし、11 日以降は翌々月適用とする。

## 第 21 条【解約】

1. 会員は契約を解約することができる。
2. 解約は WEB 手続きにより行うものとする。
3. 前月 10 日までの届出で翌月解約とし、11 日以降は翌々月解約とする。

4. 未払いがある場合はこれを完納しなければならない。
5. 会費を3ヶ月以上滞納した場合、本クラブは会員資格を喪失させることができるものとする。

## 第6章 附則

### 第22条【ビジター】

本クラブは、必要に応じてビジターによる施設利用を認めることができるものとする。

### 第23条【スクール】

本クラブは、施設を利用した各種スクールを開催することができるものとする。

### 第24条【施設貸与】

本クラブは、施設の利用状況等を勘案し、施設の一部を第三者に貸与することができるものとする。

### 第25条【営業変更・利用制限】

1. 本クラブは、次の各号に該当する場合、営業時間の変更、臨時休館または施設の全部もしくは一部の利用制限を行うことができるものとする。
  - (1) 小学校プール授業その他、学校または団体による施設利用がある場合
  - (2) 施設の点検、補修、改修または工事を行う場合
  - (3) 天災地変、感染症の流行その他やむを得ない事由が発生した場合
  - (4) その他、本クラブの運営上必要と認められる場合
2. 前項の場合において、本クラブは原則として1ヶ月前までに会員に告知するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

### 第26条【免責】

本クラブは、施設利用に伴う事故、盗難その他の損害について、故意または重大な過失がある場合を除き、その責任を負わないものとする。

### 第27条【効力】

本規約は、本クラブのすべての会員および利用者に適用されるものとする。

### 第28条【遵守】

会員は、本規約および本クラブの定める諸規則を遵守するものとする。

### 第29条【改定】

本クラブは、本規約を改定することができるものとし、改定する場合には1ヶ月前までに会員に告知するものとする。

### 第30条【忘れ物】

本クラブは、施設内における忘れ物について一定期間保管した後、適切に処分するものとする。

### 第31条【細則】

本クラブは、本規約に定めのない事項について別途細則を定めることができるものとする。

## 第 32 条【施行】

本規約は、2026 年 5 月 1 日より施行するものとする。